

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

天理市長 並河 健

市町村名 (市町村コード)	天理市 (29204)
地域名 (地域内農業集落名)	西井戸堂町 (西井戸堂町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

地区内における65歳以上の農業者の耕作面積が地区内耕作面積の約37%を占めており、後継者についても約50%の耕作面積において未定となっている。アンケート調査においても集落の問題点として「担い手の高齢化」及び「後継者・担い手不足」といった事が挙げられており、地区内の新たな農地の受け手・担い手の確保が必要。

【地域の基礎的データ】

農業者:35人、認定農業者:2名

主な作物:水稲、野菜他

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担い、経営農地の集約化を目指し、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
必要に応じて農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来的には集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、必要に応じて農地を中間管理機構に貸付けを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道の整備や基盤整備について検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
外部からの入作者が集落に入りやすい地盤づくりを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、必要に応じ検討を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等の把握)づくりや捕獲体制の構築等を進める。
- ⑦水害、寒乾害、高温害等の防止のため、用水路の点検、見回り保全に取り組む。